

清瀬市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

清瀬市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、清瀬市立学校における教育の質の維持向上を図ることを目指し、本計画を策定する。

(2) 本市の現状

○本市では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「清瀬市立学校の管理運営に関する規則」（以下「規則」という）を改正し、教育職員の業務量の適切な管理に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26時間	8.4%	0%
中学校	月34時間	24.7%	0.7%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では約8%、中学校では約25%となっており、特に、中学校の4分の1の教育職員が45時間を超えている状況にあることは、大きな課題と捉えている。

実効的な対策を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

(2) ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5%まで減少させる。
(※令和 6 年度：10.2%)

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の 3 分類」【※注 1】を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
 - ・ 学校運営協議会と共に、保護者・地域住民等による通学路の見守り活動の在り方を検討する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時等の対応（「3 分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導等された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）
 - ・ 給食費については、令和 7 年度から公会計化を実施しているが、今後も検証及び必要な改善に努めていく。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）
 - ・ 令和 11 年度を目途に、都教育委員会や市長部局と連携して、直接の苦情等に対応する相談窓口の設置や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備等について、教育委員会の責任において当該苦情等に対応できる体制構築を目指す。

【※注 1】文部科学省が示す「学校と教師の業務の 3 分類」のこと

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◆体育館の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・体育館の地域開放施設の管理業務について、令和7年度から機械システムの導入による自動化を実施しているが、今後も検証及び必要な改善に努めていく。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・以下の項目について実践と検証を重ねながら、本市の実態に合った部活動の地域連携、地域移行を検討していく。

- ①部活動指導員や外部指導員の拡充
- ②拠点校方式の部活動の拡充
- ③地域団体との連携推進
- ④地域クラブ設立の可能性検討

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフの全校配置を継続する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童・生徒、家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する協議会等を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・学校の実態に応じて、教育活動支援員やエデュケーションアシスタント等の支援員を配置するとともに、必要に応じて、医療的ケア看護職員や介助員等、専門的な人材の学校への派遣を実施する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、学校における校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」(学校向け)の回答のうち、デジタル化完全肯定の回答率【※注2】割合を31.82%（令和7年度）から50.00%（令和11年度）にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題について相談窓口を積極的に周知する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進するとともに、夏季休業日の期間中に3日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。

【※注2】デジタル化完全肯定の回答率とは、チェック欄の内、「完全にデジタル化している」や「完全にオンライン化している」等、デジタル化を完全に肯定している回答を選択している率を示す。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市教育委員会のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童・生徒の支援に従事する医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【委員名簿】

職名等		氏 名	氏 名
校長代表	清瀬市立清瀬第六小学校 校長	長友 慎吾	委員長
校長代表	清瀬市立清瀬第三中学校 校長	井上 隆	副委員長
副校長代表	清瀬市立清瀬第八小学校 副校長	杉山 太郎	
副校長代表	清瀬市立清瀬第五中学校 副校長	播摩 賢一	
清瀬市 教育委員会 事務局	教育指導課長	大島 伸二	
	統括指導主事	宮野 将史	
	教育指導課教職員係長	鈴木 丈洋	
	教育指導課教職員係主事	渡辺 理恵	